

川崎市人権オンブズパーソン 令和3年度報告書

Ombudsperson

令和4(2022)年6月

川崎市人権オンブズパーソン

目 次

はじめに	1
------	---

I 運営状況

1 相談の概要	3
(1) 相談の受付状況	4
(2) 相談の継続及び調整活動	11
2 救済の概要	13
(1) 救済の申立て受付件数	13
(2) 救済の申立て内容	14
(3) 救済活動の状況	14
3 発意調査の概要	15
4 救済活動の様子	16
5 広報・啓発等	18
(1) 人権オンブズパーソン子ども教室	18
(2) 高校生を対象とした人権学習（デートDV予防講座）	20
(3) 広報活動	21
6 その他	22

人権オンブズパーソン活動の1年を振り返って	23
-----------------------	----

II 参考資料

1 年度別統計表	26
2 制度の概要	30
3 川崎市人権オンブズパーソン条例	33

はじめに

新年度開始直前の令和3年3月21日にまん延防止等重点措置が解除になったものの、同年4月20日には再び同重点措置が実施されるような状況で令和3年度はスタートしました。前年度中、神奈川県下に緊急事態宣言や上記措置等が出されていなかったのは、10月、11月及び12月とわずかに3か月足らずなので、年度のうちのほとんどの期間、人々の行動に制限がかかっていたということになります。

そのような前年度の相談状況は、相談総件数については救済申立てを含め、令和2年度より10件増の157件でした。内訳としては、子どもに関する相談については、相談件数は89件であり、令和2年度と比べて横ばいでしたが、救済申立て件数は3件にとどまり、令和2年度と比べると半減しています。相談内容については「いじめ」に関するものが最も多く、次いで学校等の対応の問題、虐待という順になっており、虐待については微増しています。特筆すべきことは「相談者（実際に人権オンブズパーソンに相談電話等をしてくる人）」についてです。例年と大きく異なり、これまでは「子ども」自身が相談してくる割合が最も多く、半数を超えていたものが、前年度は「父」からの相談が増え、「父母」を合わせると半数を超えているという点が特徴的でした。男女に関する相談については、相談件数が27件であり、令和2年度比で3割増となっており、内容はDVに関する相談件数が22件であり、令和2年度比6割増となっております。

このような状況から、大人が苦しさ等を訴えているということが伺われます。子どもに関する相談について、相談件数は令和2年度と変わらないのに、父母が相談してくる割合は増え、しかしながら、救済申立て件数が半減しているということは、子どもに権利侵害の疑いがあると訴えて苦しんでいるのは大人自身であるということを表しているのではないかと考えています。コロナ禍といわれる状況下、行動制限を伴う社会生活様式の変化が、身体的、精神的あるいは経済的苦しさを生み出し、大人がさまざまなSOSを発しているのではないかと考えています。

子ども自身については、文部科学省等関係機関が出している各種資料を見ると、不登校や虐待、その他目を覆いたくなるような事件の数は軒並み増加をしています。親子関係不調を訴える中高生、学校に行きづらくなった児童・生徒および乳幼児の虐待、これらの増加とコロナ禍ということが無関係にあるとは思えません。しかしながら、我々への相談件数は横ばいで、子ども自身からの相談割合は減っているということは、相談につながっていない子どもがいるのではないかと推測されます。マスクによって表情が見えない人間関係、行事のない学校生活、前を向いて食べる給食、簡素化された学外のイベント等々、対面形式の議論や触れ合いが極端に減り、これまで、成長の過程に当たり前のようであったものがなくなっています。現場では様々な工夫もなされており、これらを新たなものとして受け止めてうまくやっている子を見ると、子どもの力強さを感じます。ただこのような子ばかりではありません。それでも「苦しい」といえる子は、誰かが寄り添える機会があり得ます。このような子どもに相談機関等が関われるように、我々も更なる努力が必要だと思っています。心配なのは、一見すると何ら問題なさそうに見える子です。実際、このうち大半の子どもは何ら問題ないのかもしれませんが、この中に問題を抱えている子がいる可能性もあります。小さな子どもは苦しみの原因が何

であるかを言葉で理解し表現することは困難だったりします。子ども本人も理解・説明できないのだから、周りの大人は気付きにくいのです。また、ある程度の年齢になると、自分の心のうちをあえて語らなかつたりします。子どもは、与えられた現状をそのまま受け入れることで自分でも知らず知らずのうちに小さな苦しさをため込み、それが蓄積され、ある日何らかの行動や症状を発します。大人はそのような子どもの行動や症状に狼狽し、目の前の問題にとらわれて対応してしまいがちです。ところがそれではなかなか子どもは苦しみから解放されず、よくなることはありません。なぜなら、目の前の問題は何かの行動や症状を生じさせたきっかけにすぎず、原因はほかにあることも多いからです。しかも上記のような子どもの特性から、その原因がどこにあるかを把握することは非常に困難です。そのため大人は戸惑い、混乱します。しかし、実は子どもはそのような状態になるまでに、微弱ではあるけれどSOS等何かのシグナルを発していたりします。言語によるコミュニケーションは不完全なものであり、我々は表情、声のトーン、関係性およびその他状況等、いわゆる非言語によるものでコミュニケーションをとっています。これらを包括的にとらえて子どものシグナルを大人がいかにかッチし理解できるかが大切で、能動的にかッチ・理解しようとしなければ難しいと思います。さらにこれら非言語的コミュニケーションがコロナ禍のマスク生活で把握しづらかったり、また大人の側がコロナ禍で苦しんでいたりするので、かッチや適切な解釈がより一層困難になり、子どもを苦しめている可能性もあります。そのため、子どもの権利救済とは別に、大人自身のSOS対応が重要で、それが翻って子どもの救済にもなると思っています。

今後はポストコロナといわれる日々がやってきます。コロナ禍で各成長期をすごした子どもたちに何が起こり、どうなるかを全て予測することは困難です。しかし上述の通り、子どもは何かのシグナルを発していたりします。まずは微弱なSOSをかッチする。そして大人が連携してネットワークを作り、子どものSOSがネットワークの網目のどこかに引っ掛かり、網目の隙間からこぼれ落ちないようにすることが大切だと思っています。その上で子ども自身が力をつけ、それを発揮できるようにする。子どもが自分の力を発揮するためには、安心感が必要であり、子どもが安心できる環境として、身近にいる大人の笑顔に囲まれることが何より大切だと思っています。大人が知恵を絞って講じた合理的解決策以上に、周囲の大人の笑顔によって子どもが安心し、勇気づけられ、自らの力を発揮することで道が拓けていくこともたくさんあるのではないかとと思っています。

前年度は川崎市子どもの権利条例施行20周年でした。このような時代、今一度、あの条例に立ち戻ってほしいと思っています。人間としての大切な子どもの権利として、安心して生きる権利、ありのままの自分である権利等々7つの権利にまとめられています。また、条例制定を市民に報告する集会で子どもが大人に向けて出した「おとなのみなさまへ～子どもたちからおとなへのメッセージ～」がついています。その冒頭『まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。』とあります。ポストコロナ時代到来にあたり、大人が幸せになり、笑顔になることの大切さを子ども自身も願っていると思っています。今年度は、人権オンブズパーソン条例施行20周年という節目の年でもあります。我々も心新たに鋭意努力していく所存でございますので、どうぞ宜しくお願い致します。

川崎市代表人権オンブズパーソン 池 宗 佳 名 子

I 運営状況

人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け、各関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図っています。

相談については、適切な助言等を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する問題の主体的な解決を促進するなど、それ自体が有効な救済方法となっています。そして相談者の気持ちが整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援します。

また、管轄外の問題であっても、適宜相談を受け、その内容にふさわしい相談機関を紹介するなど相談者の立場に立った対応に努めています。

この報告書では、子どもの権利の侵害にかかわる相談を「子どもの相談」、男女平等にかかわる人権の侵害の相談を「男女平等の相談」、人権オンブズパーソンの管轄外の相談を「その他相談」としています。また、各相談の内容等の分類は、相談受付時の訴えに基づいています。

なお、子どもの相談及び救済の対象となる子どもは、「川崎市子どもの権利に関する条例」に規定する18歳未満の者等をいいます。

(※構成比(%)は四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。)

1 相談の概要

令和3年度の新規の相談受付件数は154件で、子どもの相談が89件(相談受付件数全体に占める割合57.8%)、男女平等の相談が27件(同17.5%)、その他相談が38件(同24.70%)でした。前年度と比べると、子どもの相談は1件減少しましたが、男女平等の相談は7件増加し、その他相談は7件増加し、全体では13件増加しました。(図1～2)

また、相談の対象となった者の住所は市内130件、市外11件、不明13件でした。(表1)

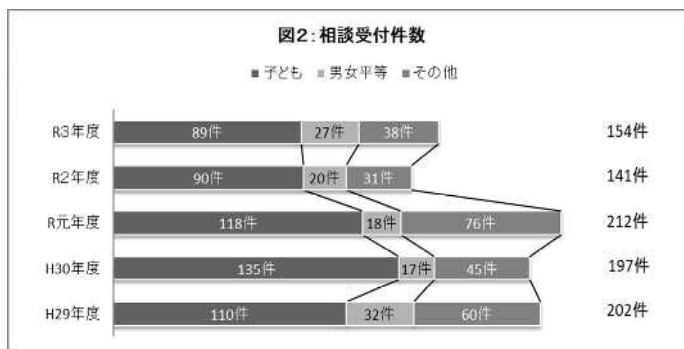
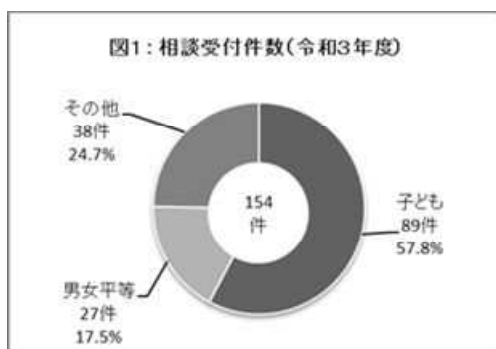


表1

(単位：件)

相談種別	市内	市外	不明	合計
子どもの相談	78	4	7	89
男女平等の相談	26	1	0	27
その他相談	26	6	6	38
合計	130	11	13	154

(1) 相談の受付状況

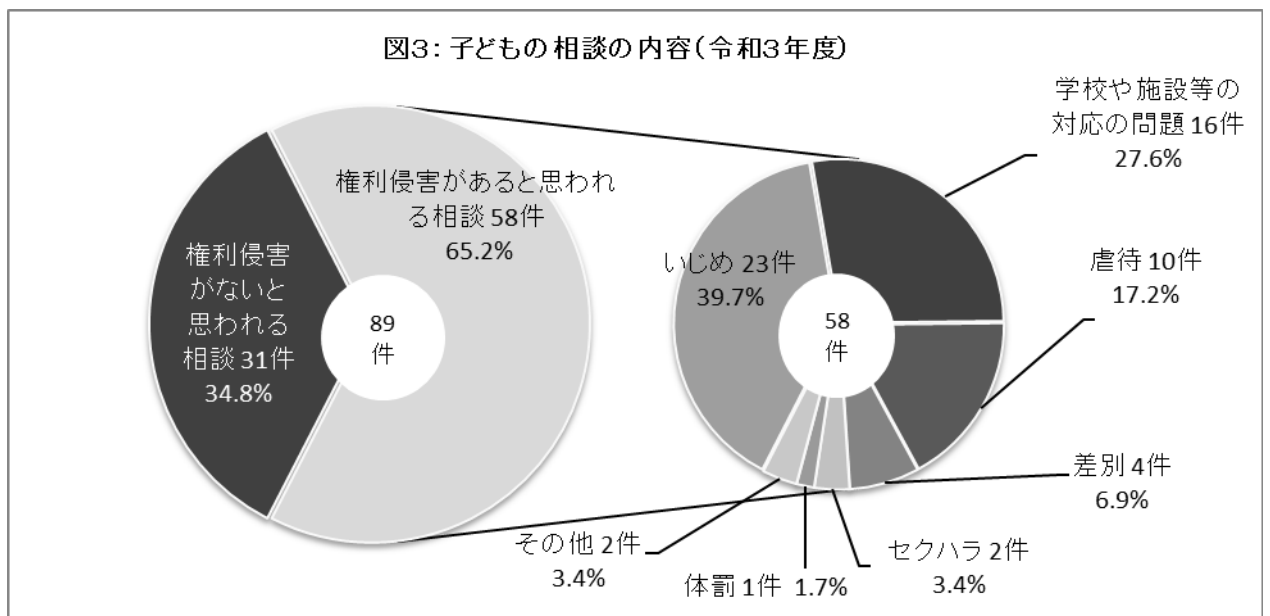
ア 子どもの相談

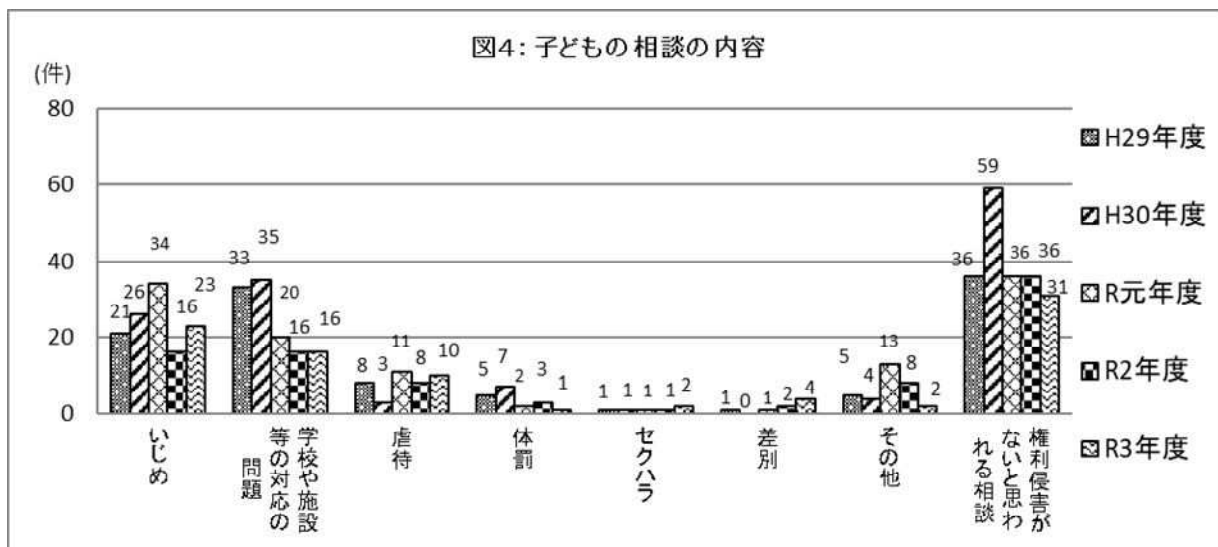
子どもの相談では、子ども本人からの相談を促すために、子ども自らが安心して気軽に相談できるような相談環境づくりに努め、子どもの話を十分聴き、その年代にふさわしい助言や勇気づけなどによって、子どもが自らの力で問題を解決できるよう支援しています。

(ア) 相談内容

子どもの相談受付件数は89件で、前年度(90件)より1件減少しました。(図2)

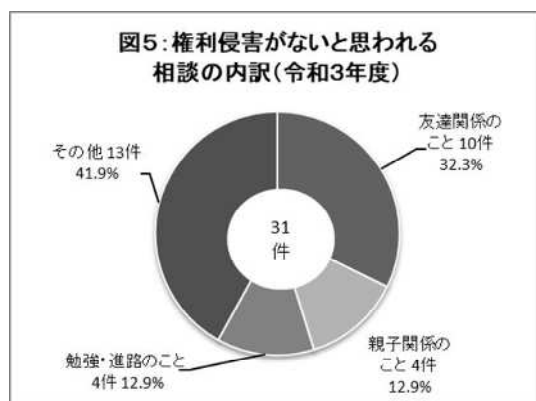
内容別では、権利侵害があると思われる相談は、いじめに関する相談が23件(権利侵害があると思われる相談全体に占める割合39.7%)、学校や施設等の対応の問題に関する相談が16件(同27.6%)、虐待に関する相談が10件(同17.2%)、差別に関する相談が4件(同6.9%)、セクハラに関する相談が2件(同3.4%)、体罰に関する相談が1件(同1.7%)、その他(親子関係)が2件(同3.4%)で、合計で58件でした。前年度と比べて、いじめに関する相談が7件、虐待に関する相談、差別に関する相談がそれぞれ2件、セクハラに関する相談が1件増加し、体罰に関する相談が2件減少しました。(図3～4)





また、権利侵害がないと思われる相談（31件）は、友達関係が10件（権利侵害がないと思われる相談全体に占める割合32.3%）、親子関係のことが4件（同12.9%）、勉強・進路のことが4件（同12.9%）でした。

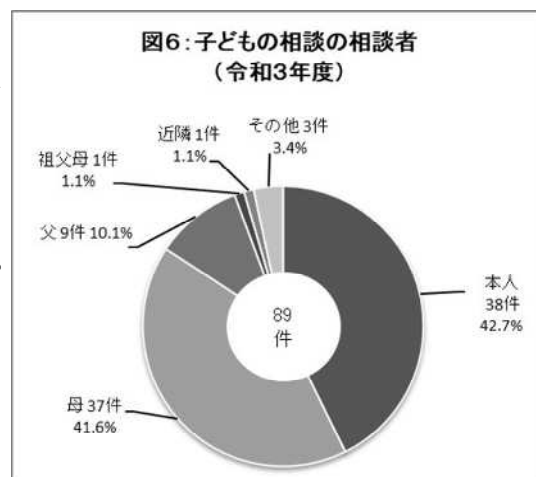
前年度と比べて、権利侵害がないと思われる相談は5件減少しました。（図4～5）



(イ) 相談者

相談者は、子ども本人が38件（子どもの相談受付件数全体に占める割合42.7%）、母親が37件（同41.6%）でした。（図6）

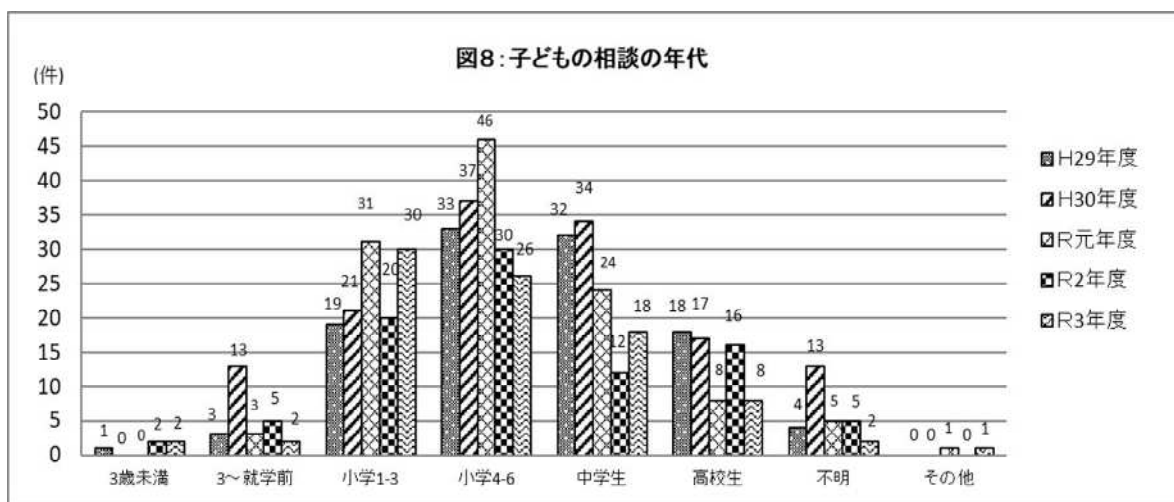
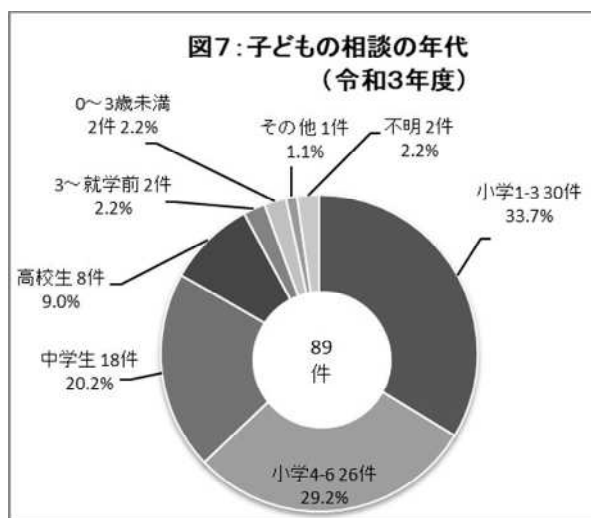
子ども本人が前年度より10件（前年度48件）減少し、母親が7件（前年度30件）増加しました。



(ウ) 子どもの年代

相談の対象となった子どもの年代は、小学校低学年（1～3年生）が30件（子どもの相談受付件数全体に占める割合33.7%）、小学校高学年（4～6年生）が26件（同29.2%）、中学生は18件（同20.2%）、高校生が8件（同9.0%）となっています。

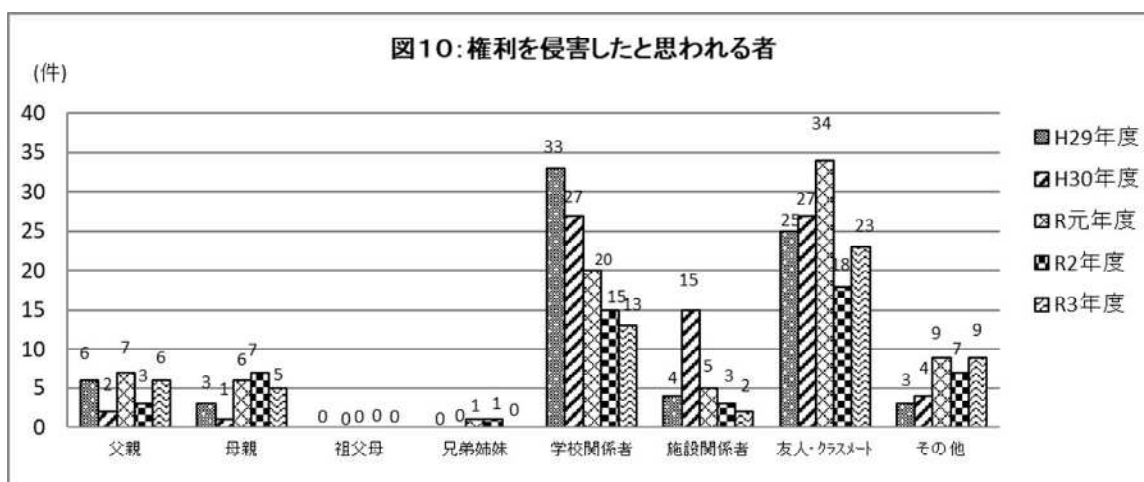
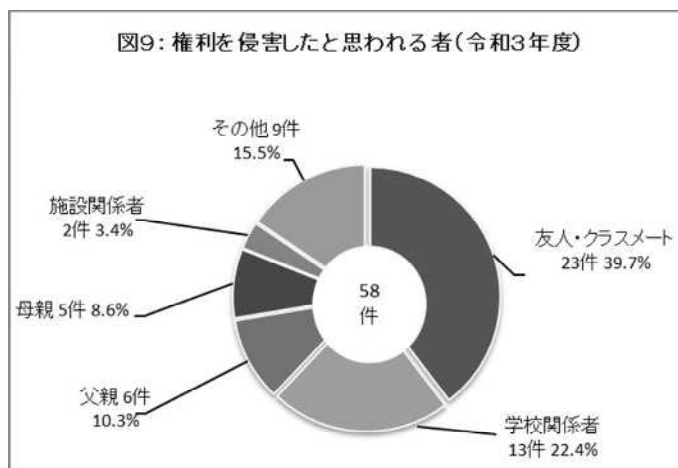
前年度と比べて、小学校低学年が10件、中学生が6件それぞれ増加しましたが、小学校高学年が4件、高校生が8件減少しました。（図7～8）



(エ) 権利を侵害したと思われる者

権利侵害があると思われる相談 58 件のうち、権利を侵害したと思われる者は、友人・クラスメートが 23 件(権利侵害があると思われる相談全体に占める割合 39.7%)、学校関係者が 13 件(同 22.4%)、父親が 6 件(10.3%)、母親が 5 件(同 8.6%)、施設関係者が 2 件(同 3.4%) でした。

前年度と比べて、母親が 2 件、学校関係者が 2 件、施設関係者が 1 件それぞれ減少し、友人・クラスメートが 5 件、父親が 3 件それぞれ増加しました。(図 9～10)

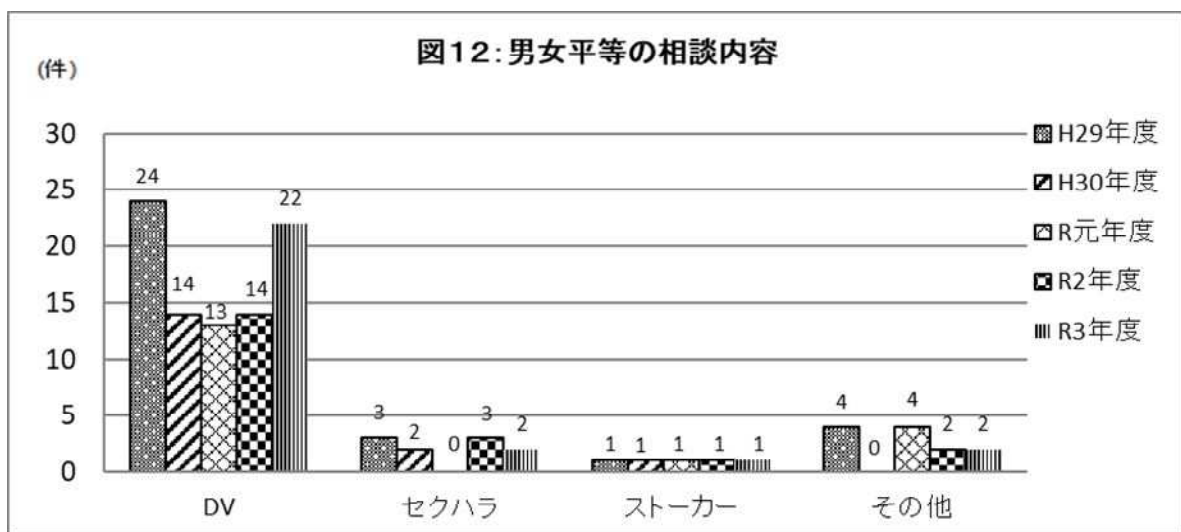
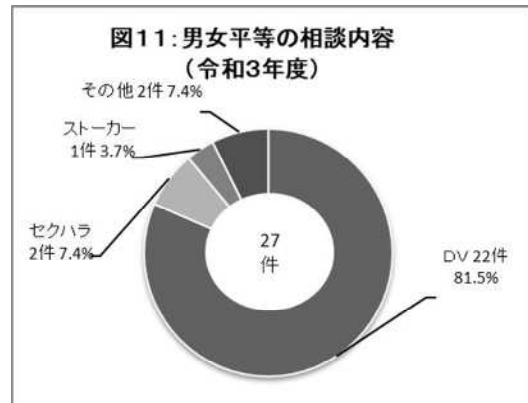


イ 男女平等の相談

男女平等の相談受付件数は27件で、前年度（20件）より7件増加しました。（3ページの図2）

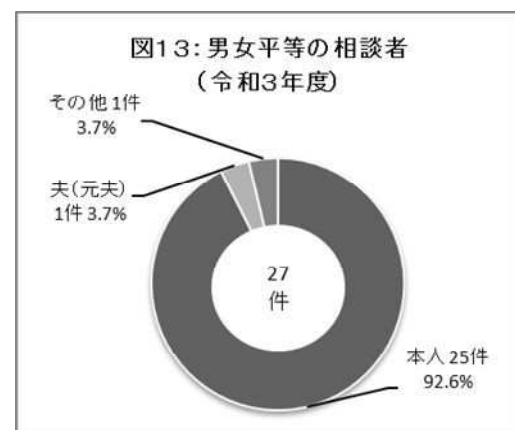
内容別では、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談が22件（全体に占める割合81.5%）、セクハラに関する相談が2件（同7.4%）、ストーカーに関する相談が1件（同3.7%）でした。

前年度と比べて、セクハラに関する相談が1件減少し、DVに関する相談は8件増加しました。（図11～12）

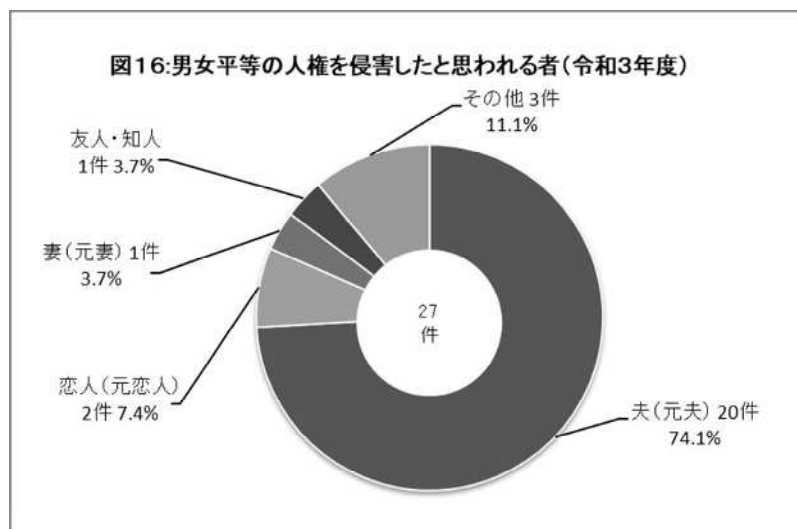
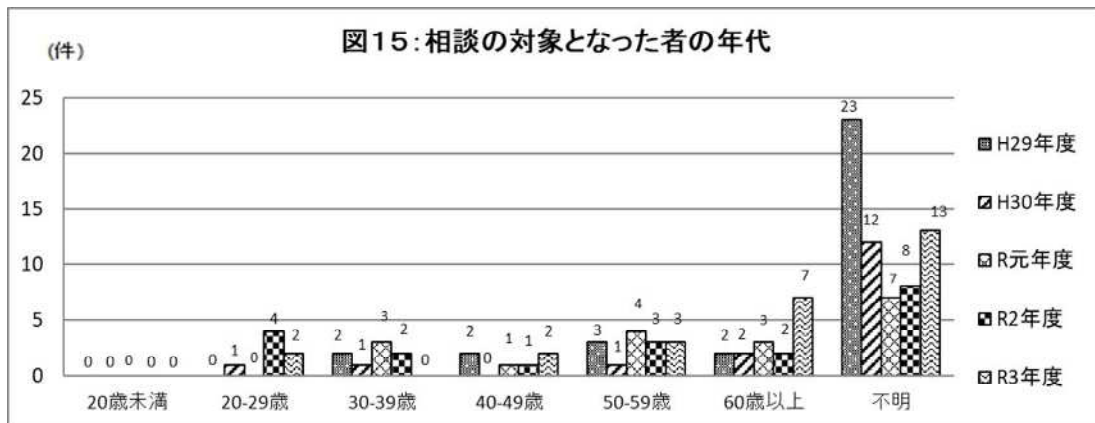
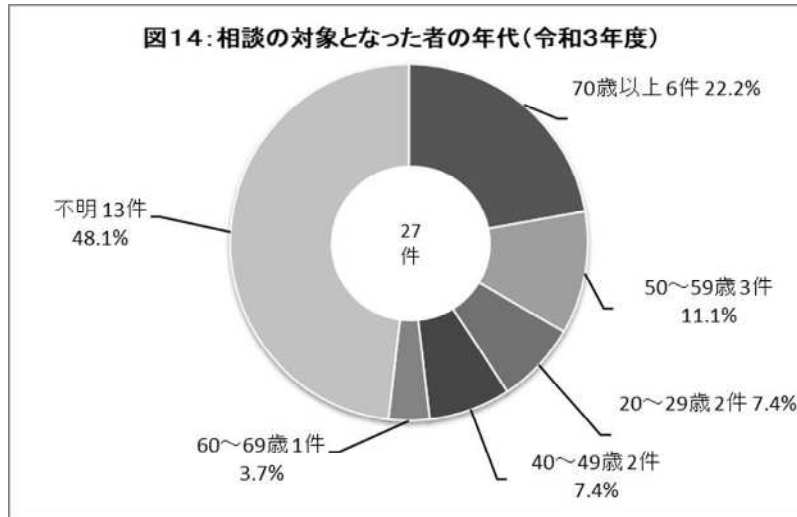


相談者は、本人が25件（全体に占める割合92.6%）、夫（元夫）が1件（同3.7%）でした。（図13）

相談の対象となった者の年代は、70歳以上が6件（全体に占める割合22.2%）、50歳代が3件（同11.1%）、20歳代、40歳代がそれぞれ2件（同7.4%）、60歳代が1件（同3.7%）、不明は13件（同48.1%）でした。（図14～15）



人権を侵害したと思われる者は、夫（元夫）が20件（全体に占める割合74.1%）、恋人（元恋人）が2件（同7.4%）、妻（元妻）、友人・知人がそれぞれ1件（同3.7%）でした。（図16）

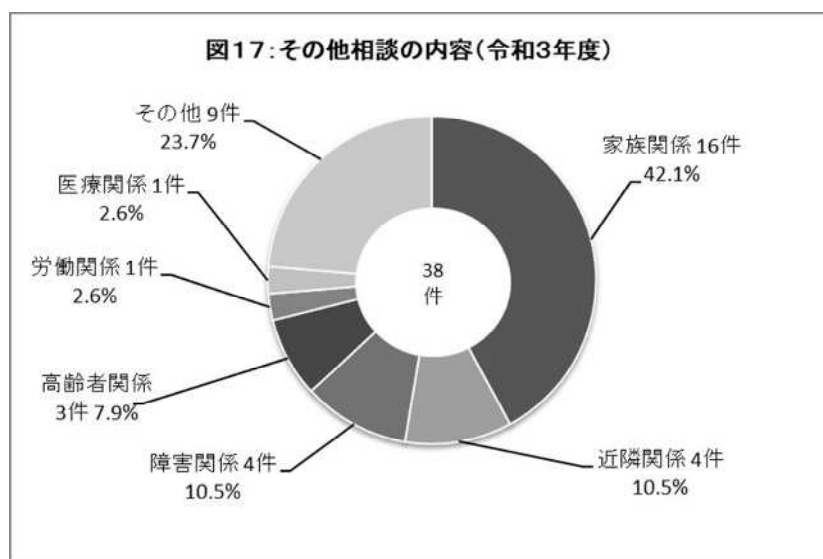


ウ その他相談

人権オンブズパーソンは、管轄外の相談に対してもできる限り解決が図られるよう、必要に応じて助言したり、専門的な相談機関を紹介するなど、相談者の立場に立って対応しています。

その他相談は、前年度（31件）より7件増加し、38件でした。（3ページの図2）

その他相談の内訳は、家族関係が16件（全体に占める割合42.1%）、近隣関係、障害関係がそれぞれ4件（同10.5%）、高齢者関係が3件（7.9%）などでした。（図17）



なお、相談受付件数には計上していませんが、無言電話やいたずら電話などが合計61件ありました。

(2) 相談の継続及び調整活動

相談は電話によるものがほとんどで、1回で相談を終了するケースが多くなっていますが、相談者の気持ちや整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しています。継続した相談（以下「継続相談」という。）では、電話による相談だけでなく、面談や関係機関等との調整活動を行うこともあります。

ア 継続相談の状況

子どもの相談と男女平等の相談の受付件数 116 件のうち、32 件が継続相談で、受付件数の 27.6% を占めています。そのうち子どもの相談が 27 件、男女平等の相談が 5 件でした。（表 2）

表2 (単位：件)

相談種別	相談受付件数 a	継続相談の件数		1回の相談で終了した件数	
		b	b/a	a-b	(a-b)/a
子どもの相談	89	27	30.3%	62	69.7%
男女平等の相談	27	5	18.5%	22	81.5%
計	116	32	27.6%	84	72.4%

イ 継続相談の回数及び相談方法

継続相談 32 件に対する電話相談・面談等の延べ回数は合計 167 回でした。1 件当たりの回数の平均は 5.2 回で、子どもの相談では平均 5.6 回、男女平等の相談では平均 3.4 回でした。

相談方法は、電話が 139 回（全体に占める割合 83.2%）、事務所内外での面談等が 28 回（同 16.8%）でした。（表 3）

表3 (単位：回)

相談種別	継続相談案件の 相談回数		方法			
			電話		面談	
	c	(c/b)	d	(d/c)	e	(e/c)
子どもの相談	150	5.6	122	81.3%	28	18.7%
男女平等の相談	17	3.4	17	100.0%	0	0.0%
計	167	5.2	139	83.2%	28	16.8%

ウ 継続相談の時間

継続相談の1回にかかる時間は、30分未満が110回（全体に占める割合65.9%）、30分～60分未満が37回（同22.2%）、90分以上が11回（同6.6%）、60分～90分未満が9回（同5.4%）でした。（表4）

表4

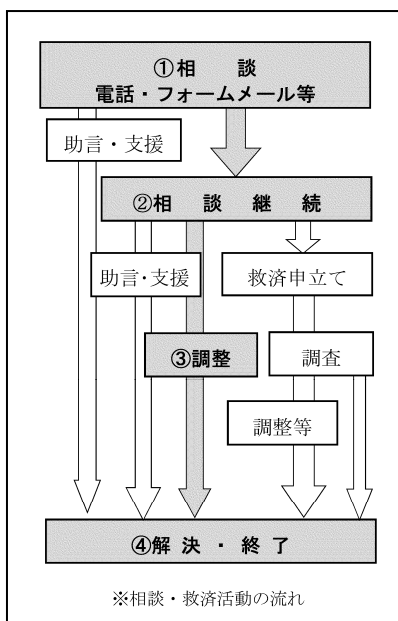
（単位：回）

相談種別	継続相談の延べ回数 c	時間							
		30分未満		30-60分未満		60-90分未満		90分以上	
		g	g/c	h	h/c	i	i/c	j	j/c
子どもの相談	150	101	67.3%	29	19.3%	9	6.0%	11	7.3%
男女平等の相談	17	9	52.9%	8	47.1%	0	0.0%	0	0.0%
計	167	110	65.9%	37	22.2%	9	5.4%	11	6.6%

エ 継続相談及び調整活動

子どもの継続相談から救済の申立てに至ったものが3件ありましたが、救済の申立てを行わなくとも相談を重ねることにより、自ら解決していくケースがほとんどであり、継続相談も実質的な救済活動となっています。また、相談を継続する中で、必要に応じて関係機関等との調整活動を行っています。この調整活動でも、本人の力によって解決が図られるよう支援することを重視しています。こうした人権オンブズパーソンが行う調整活動について、令和3年度までの事案を、プライバシーに配慮し、事例として紹介します。

【事例】



〈主な活動概要〉

①園児の保護者から、相談の電話が入りました。内容は保育園での園児同士のトラブルで、保育士が困った対応をしているということでした。相談者に、人権オンブズパーソンとしてできることを説明したところ、しばらく考えてみるとのことでした。

②再度、相談者から連絡があり、人権オンブズパーソンにかかわってほしいとのことでしたので、人権オンブズパーソンが間に入って簡易な調整をすることになりました。

③人権オンブズパーソンが関係機関に連絡し、事情を伝えました。その後、当事者である相談者自身と保育園で話し合いをしました。

④人権オンブズパーソンが、その後の状況について相談者に確認したところ、対応が改善されたことが確認できたため、相談を終了しました。

2 救済の概要

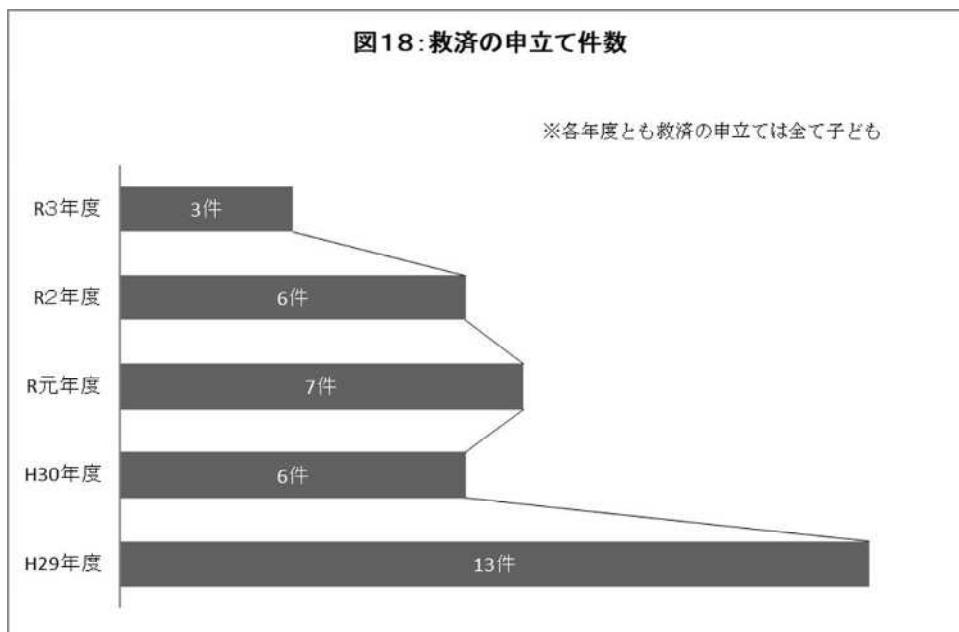
人権オンブズパーソンは、救済の申立てを受けると、権利を侵害されたと思われる者や関係機関等に対して調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。救済活動に当たっては、権利を侵害されたと思われる者の気持ちに寄り添い、十分に話を聴いて、問題点を共に整理していきます。また、関係者等からの資料提出や聴き取り、さらには現地訪問などにより、双方の意見や置かれている状況等について十分な調査を行います。そして、第三者的機関として公平に調査した結果をもとに、関係者間の調整を行って解決を目指します。

人権オンブズパーソンは、これらの調査・調整活動を通して、市民の人権の擁護者として、市民が主体的に解決できるよう支援するとともに、公正な立場から適切に事案の解決に当たっています。

(1) 救済の申立て受付件数

令和3年度の救済の申立て受付件数は3件で、全て子どもに関するものでした。

(図 18)



(2) 救済の申立て内容

令和3年度に新規に受付した子どもの救済の申立て3件のうち、学校等の対応の問題に関するものが2件、いじめに関するものが1件でした。(表5) 令和3年度に救済の申立てを受付した事案3件のうち、終了したものは1件、次年度へ継続したものは2件でした。

なお、前年度に受け付けた救済の申立て事案6件のうち、令和3年度に継続した事案5件の活動回数は170回となり、うち4件については終了し、1件は次年度へ継続しました。

表5 (令和3年度 救済の申立て受付状況)

	種別	申立ての内容※	申立て・調査開始	終了	活動回数
1	子ども	学校等の対応の問題	令和3年7月	令和4年3月	165
2	子ども	いじめ	令和3年7月	継続	110
3	子ども	学校等の対応の問題	令和4年2月	継続	19

※申立ての内容の分類は、受付時の申立て内容に基づいています。

ア 救済を申し立てた者

令和3年度に受付した救済の申立て事案のうち、申し立てた者については、本人が3件でした。

イ 権利を侵害されたとされる者

令和3年度に受付した救済の申立て事案のうち、権利を侵害されたとされる者の年代は、小学生が2件、中学生が1件でした。

(3) 救済活動の状況

令和3年度及び令和2年度から継続していた事案(5件)を含めた8件に対して、令和3年度の救済活動の回数は、合計で464回ありました。

活動方法では、電話等によるものは405回、面談等のうち事務所内での面談が41回、学校等現地を訪問しての活動が18回でした。また、1回当たりの活動時間は、30分未満が69.8%を占めています。(表6)

表6

(単位：回)

事案件数	活動回数	方法			時間				
		電話等	面談等		30分未満	30～60分未満	60～90分未満	90～120分未満	120分以上
			事務所内	訪問					
8件	464	405	41	18	324	72	27	26	15
		87.3%	8.8%	3.9%	69.8%	15.5%	5.8%	5.6%	3.2%

3 発意調査の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てがなくても市民等が人権侵害を受けていると認めるときには、自らの発意に基づき調査・調整を行うことができます（川崎市人権オンブズパーソン条例第 16 条）。人権オンブズパーソンは、各関係機関等に説明や資料提供を求め事実関係の確認を行い、これら関係機関等との連携・協力のもと問題解決を図っていきます。令和 3 年度は、新規の調査はありませんでした。

発意調査は、内容により進め方が異なりますが、発意調査の活動を理解していただくために、令和 2 年度までの発意調査の事案を、プライバシーに配慮し紹介します。

【事例】

中学校のあるクラスにおいて、教師が生徒に対して不適切な指導を行い、その件についての学校の対応も適切でないとの情報が入りました。

そこで、人権オンブズパーソンは、本件について発意調査を行うことを決め、当該教師を含む中学校の関係教師及び教育委員会の区・教育担当からのヒアリング、当該クラスの生徒に対するアンケート調査及び個別のヒアリング調査を実施しました。

調査の結果、生徒の多くが当該教師の発言をその字義どおり受け取ったことが判明した一方で、当該教師が字義どおりの意味で発言、指導を行ったと明確に断定することはできませんでした。

もっとも、その指導がなされた際の客観的な状況からすれば、生徒たちが当該教師の発言をその字義どおりに受け取ることもやむを得ないと判断でき、その意味で当該教師の意図はどうあれ、本件の指導は不適切であるということが確認できました。

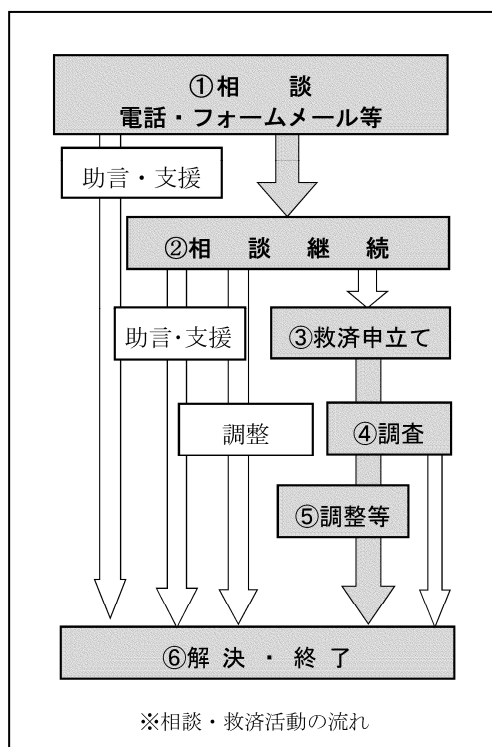
そこで、人権オンブズパーソンは、中学校に対して、生徒の受け取り方を否定するのではなく、そのように受け取った生徒の心情に寄り添った対応をすることを求めました。

その結果、学校及び教師に対する生徒やその保護者の信頼が回復されたことを確認したので、調査を終了しました。

4 救済活動の様子

救済活動は、申立て事案の内容により進め方が異なりますが、実際の救済活動を理解いただくために、活動の様子を紹介します。なお、プライバシー保護のため、内容を一部加工しています。

【事例】



〈主な活動概要〉

①小学生の児童から、相談の電話が入りました。放課後同じクラスの児童から嫌がらせを受けており、担任に相談したが、まだ嫌がらせが続いている、ということでした。

②詳しく話を聞くため、人権オンブズパーソンが直接、児童と会って話をしたいと伝えたとこ、保護者には内緒で話をしたいが、事務所までひとりでの来所は難しいとのことだったので、近くの公民館を借りて、面談を実施しました。

③児童の話を聞いたところ、学校の対応に疑問点があり、人権侵害の疑いがありました。そこで、『救済の申立て』の説明をして、児童自身でも申立てできる旨を伝えたとこ、児童は保護者と相談してみるとのことでした。

④後日、児童と保護者が事務所に来所し、児童が安心して学校に通えるようにしてほしいという旨の救済の申立てをしました。

⑤人権オンブズパーソンは、児童からの申立てがあったことを、教育委員会を通じて学校に伝え、経緯等を確認するため、学校に対して文書による事実調査を行いました。また、文書による調査だけではわからないこともあるので、学校関係者のヒアリング調査も行いました。

⑤の2 調査をしてわかったことを、申立人である児童に伝え、それらを踏まえたうえで、今後、申立人はどうしたいかを確認し、学校との調整活動に入りました。

⑤の3 学校側は、今まで気づかなかった申立人の気持ち等が分かったとして、今後の改善策等を出してきました。それが、申立人の希望に合致していたので、今後の方針として学校と申立人の双方に確認をしました。

⑥その後、人権オンブズパーソンは、学校に授業参観をして、申立人の学校での様子を確認しました。そして、人権オンブズパーソンは、しばらく見守りをした後、学校に対して引き続きの見守りをお願いして終了しました。

(参考) 事例に使用した事案のうち、主たる事案の活動回数

面接相談(申立人・家族等)	2回
電話相談(申立人)	5回
調査・調整(関係機関、学校等)	9回
調査・調整(申立人・家族等)	4回
その他軽易な電話連絡	12回

救済活動では、本人の気持ちに寄り添いながら、申立て事由に関する実態調査を行います。

その後、調査結果をもとに関係者等との面談、事案発生場所への訪問などを積み重ね、申立ての原因となった事項を客観的に把握するよう努め、同時に、多方面から問題にアプローチしていき、中立かつ公正な立場で課題整理を行います。

特に事例で紹介した事案においては、学校側が人権オンブズパーソンの活動を理解し、当該生徒を含めた全ての子どものためにとして、子どもに寄り添った提案がありました。

とりわけ子どもに関しては、子ども自身がその思いや事柄を的確に表現することが難しい場合もあり、言葉に込められた真意をさまざまな方法で確かめながら、子どもにとって最もよい解決策を見出すため、本人や関係者、関係機関等との合意形成を慎重に行っています。解決の方向が見えた後も、一定期間、子どもや子どもを囲む環境の変化等の様子を見守り、安心できる状況が確認できたところで調査・調整活動を終了しています。

5 広報・啓発等

(1) 人権オンブズパーソン子ども教室

人権オンブズパーソン子ども教室では、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校や児童養護施設に出向き、人権や相談事例について、広報啓発DVDやPR動画等を活用して説明し、直接子どもたちに人権の大切さや人権オンブズパーソンが安心して相談できる機関であることを話しています。

令和3年度は、小学校8校（内1校はコロナ禍で中止）、中学校5校、児童養護施設2施設で実施し、全体で延べ1,309人が参加しました。また、人権オンブズパーソンから、新型コロナウイルス感染症の影響による人権侵害についてのお話もあり、南河原中学校においては、川崎市市民文化大使でヴァイオリニストの大谷康子さんによるお話と演奏もありました。

ア 実施状況

No.	学校名	実施日時	対象	参加人数(人)
1	虹ヶ丘小学校	6月24日(木) 14:25~15:10	5年生 1クラス	23
2	さくら小学校	7月16日(金) 13:30~15:15	5年生 2クラス	60
3	大戸小学校	9月 2日(木) 13:30~14:15	(5年生 4クラス)	中止 ※1
4	新作小学校	9月10日(金) 13:30~14:15	5年生 2クラス	70
5	犬蔵小学校	11月 4日(木) 13:30~14:15	5年生 5クラス	168
6	千代ヶ丘小学校	11月18日(木) 13:30~15:00	5年生 2クラス	81
7	下平間小学校	12月 2日(木) 13:45~14:30	5年生 3クラス	90
8	長尾小学校	12月22日(水) 13:35~14:20	5年生 2クラス	43
小学校 8校(うち1校は中止)			17クラス	535
1	犬蔵中学校	7月 2日(金) 14:40~15:30	1年生 5クラス	179
2	はるひ野中学校	7月 7日(水) 13:30~14:20	1年生 4クラス	120
3	御幸中学校 ※2	7月14日(水) 11:25~12:10	2年生 7クラス	233
4	南河原中学校	11月26日(金) 13:30~15:10	1年生 3クラス	105
5	川崎高等学校付属中学校	12月 9日(木) 14:50~15:30	1年生 3クラス	113
中学校 5校			22クラス	750
	施設名	実施日時	対象	参加人数(人)
1	川崎愛児園	12月4日(土) 15:40~16:40	小3から高校生	16
2	すまいる	12月8日(水) 19:00~20:00	小5から高校生	8
児童養護施設 2施設				24

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となった。

※2 学校から開催依頼があり実施した。



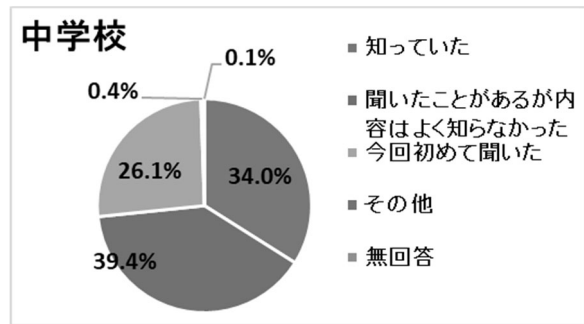
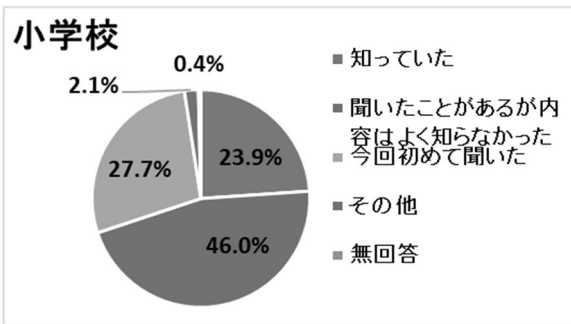
○人権オンブズパーソンによる中学校での「子ども教室」



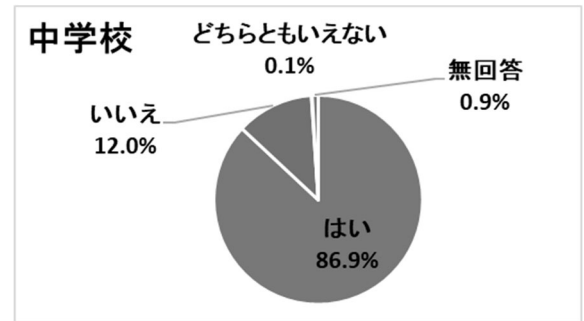
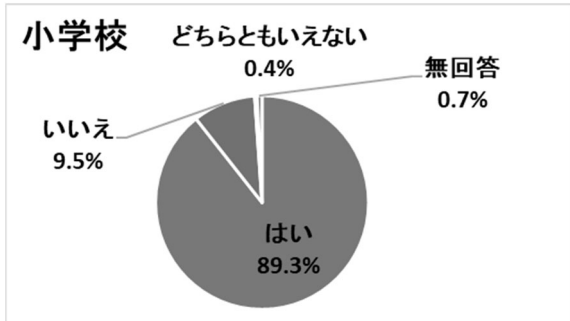
○専門調査員による小学校での「子ども教室」

イ アンケート実施結果

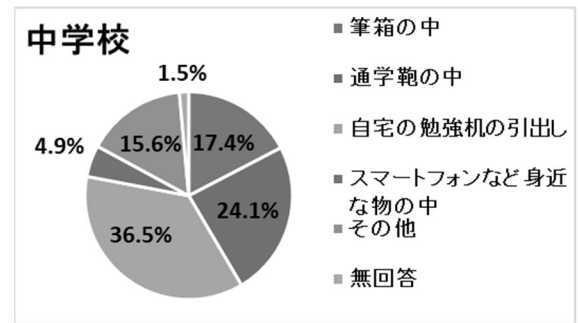
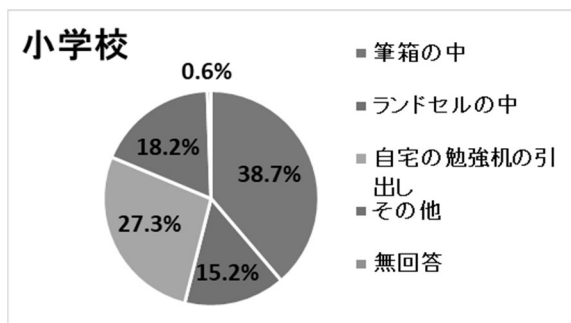
○これまでに、人権オンブズパーソン（又は「子どもあんしんダイヤル」）を知っていましたか？



○大人で相談できる人はいますか？



○配布された相談カードはどこにしまえますか？



○主な感想（原文のまま載せています）

小学校

私は、7つの権利条例が印象にのこりました。もし自分が人をきづつけていたらどうしようと思いました。人によって、心の中もちがうので、これからは今の10倍人のことを考えたいと思いました。

人権はみんなもって産まれてきた大切な物だとも分かったし、空気と同じぐらい人権は大事だとも分かりました。他にも色々なことが分かりました。私も他の人の人権も大切にしようと思いました。

これからいやなことがもしあって、大人に相談できる人がいない場合は勇気を出して電話してみたいと思いました。最初人権とは何か分からなかったけどこの学習をしてたくさんのが分かりました。ありがとうございました。

子供には生きる権利があるので、相談したいことがあったら、自由に相談してもいい。安全に生きて行く権利があることは、知らなかった。

じんけんオンブズパーソンが、実際に学校に来て、学校の様子を見に来てくれると知って少しあんしんした。名前をださないで、電話できるとゆうことが安心した。

中学校

何気ない一言で傷ついてしまうこともあるので、相手の気持ちをよく考えた上で、発言したり言動したりしようと思いました。電話で相談する所は初めて見たのでどのように相談できるのか知れてよかったです。動画を見せてくれたので、実感が湧きました。相談したことはないけれど、もしそういうことになったら積極的に相談したいなと思ったし、なんでも受け入れてくれるのが良い場所だなと思いました。ありがとうございます。

無自覚に人を傷つけてしまう、それが重なるとダメージは何十倍にも大きくなるということを知り、印象に残りました。学校を少し休めば回復するならそれも一つの手ですが、そのままずっと行きづらくなる前に一度相談することができるようにこの話を心に留めておきたいです。

人権オンブズパーソンはイジメだけだと思っていいけれど友達とのつきあい方などもそうだんできる事を知って便利だなと思いました。これから悩んだ事があったら電話をしたいと思いました。

「川崎市子どもの権利条例」というのは、聞いたことはありましたが、内容は知らなかったもので、今日知る機会があり、とてもよかったですと感じました。自分にありえそうな具体例があったので、とてもわかりやすかったです。

私はよく友達の相談にのることがあります。でも、自分で解決できそうにないときもあります。そんな時、友達にこの電話のことをおしえたり代わりにしてあげたいなと思いました。楽しくてわかりやすい授業ありがとうございました！！

(2) 高校生を対象とした人権学習（デートDV予防講座）

DV予防、子どもの権利の尊重及び人権オンブズパーソン制度の周知を目的として、高校生を対象に川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と協働でワークショップを実施しました。

日時：令和4年1月19日（水）19：20～20：00

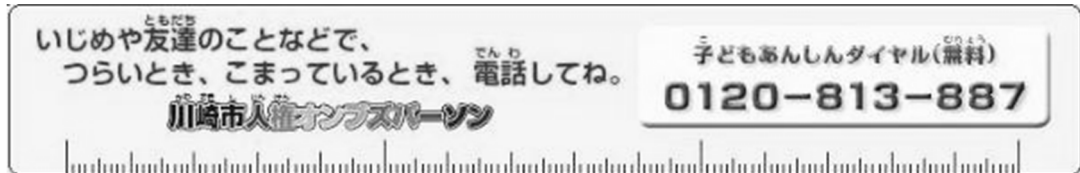
実施校：川崎市立高津高校 定時制課程 1年生 19名

(3) 広報活動

ア 相談カード等の配布、人権オンブズパーソン通信の発行、ポスターの掲出

○相談カード (150,000 枚)、パンフレット (181,000 枚)

市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校を通して園児や児童・生徒に配布するとともに、こども文化センター、わくわくプラザ等でも配布

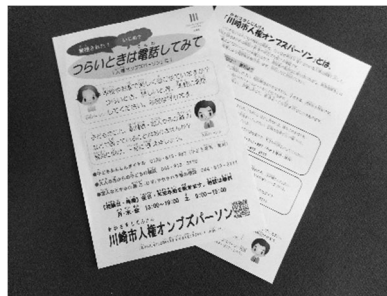


○子どもあんしんダイヤルを記載した「相談カード」

○市政だより

6月号 (子どもあんしんダイヤル)

7月号 (運営状況の報告)



○パンフレット



○市政だより

イ 映像、Web 等での広報

○YouTube での 15 秒PR動画及び中学生向けPR動画の配信

○15 秒PR動画は、区役所ロビー等の広報用モニター、アゼリアビジョン

で放映。令和2年度から、「かわさき人権フェア」やJ R川崎駅東口駅前広場広告塔でも放映



○中学生向けPR動画



○「子どもあんしんダイヤル」を周知する15秒のPR動画

ウ 啓発パネル等の掲出

○市広報コーナー (アゼリア)、区役所ロビー等(6区)での啓発パネル等の掲出



○市広報コーナーでのパネル展

エ その他

- 関係団体等への周知活動
- 講師としての活動
 - ・川崎市教育委員会新任校長研修（池宗代表人権オンブズパーソン）
- イベントでの展示等
 - ・すくらむまつり、かわさき区子育てフェスタ、みんなで子育てフェアさいわい、なかはら子ども未来フェスタ、高津区こども・子育てフェスタ、みやまえ子育てフェスタでの展示
 - ・令和2年度から、「川崎市成人の日を祝うつどい」で大崎人権オンブズパーソンからの祝辞を放映



○イベントでの展示

- 報道機関からの取材
 - ・人権オンブズパーソン子ども教室に関する記事（東京新聞、東京新聞TODAY、タウンニュース）

6 その他

(1) 人権オンブズパーソン会議等の開催

- 人権オンブズパーソン会議（13回）及び事例検討会（12回）

(2) 研修等への参加

- 川崎市男女共同参画センター視察
- 神奈川県立青少年センター主催 相談員研修
- 神奈川県立かながわ男女共同参画センター主催 市町村拡大事例検討会
- 神奈川県福祉子どもみらい局主催 支援者研修
- 神奈川人権センター主催 人権学校
- 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室主催 市職員向け人権研修（LGBTQs 基礎講座（川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室との共催））
- 川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室主催・「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」研修

(3) 連携会議等への出席（（*）新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議で実施）

- 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会
- 川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議
- 川崎市要保護児童対策地域協議会代表者会議（*）
- 川崎市DV被害者支援対策推進会議DV被害者相談支援部会
- 川崎市人権尊重教育推進会議（*）
- 川崎市いじめ防止対策連絡協議会（*）

(4) 情報交換等（（*）新型コロナウイルス感染症の影響により資料配布のみ）

- 福岡県弁護士会北九州部会の訪問
- 市内市民活動団体（かわさきチャイルドライン、CAPかわさき、NPO法人エンパワメントかながわ）との情報交換会
- 川崎市人権擁護委員協議会との意見交換会（*）
- 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）との意見交換会
- 川崎市教育長との懇談、川崎市小学校校長会長との懇談、川崎市中学校校長会長との懇談

人権オンブズパーソン活動の1年を振り返って

人権オンブズパーソンに就任して2年目となる本年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた1年となりました。緊急事態宣言下、まん延防止等重点措置下、あるいはそれらいずれもない状況下など、その時々において程度は異なりましたが、年間を通して感染拡大防止のための方策を講じながら、人権オンブズパーソン事業が滞ることのないよう努めました。昨年度と同様、相談者や関係各機関にはご理解、ご協力を賜りましたことを御礼申し上げます。

一方、人権オンブズパーソンとして2年目を迎え、担当する案件も増えました。これに伴い、各案件を通じて、私なりに人権オンブズパーソン制度について考えるようになりました。個々の案件の内容に触れることはできませんが、ほぼすべての案件で同じことを考えながら活動しましたので、この1年の活動を振り返るに当たって、私がどのようなことを考えながら活動していたのかについて報告させていただきます。

① 事実を認定することはできない

事実の有無に関して、関係者が鋭く対立する場合があります。そのような場合、多くの方が人権オンブズパーソンにもその事実があったこと（あるいはなかったこと）を認定してほしいと希望されます。しかし、司法（裁判）制度とは異なり、人権オンブズパーソン制度には、当事者が一定のルールに基づいて証拠を提出し、それによって事実の有無を認定するといった手続きは定められていません。もちろん人権オンブズパーソンには調査（川崎市人権オンブズパーソン条例第15条。以下、単に「条例」といいます。）という権限が認められていますが、関係者からある証拠を強制的に入手するような権限はありません。あくまで関係者の協力を求める形で行われます（条例第4条及び同第5条）。

要するに、人権オンブズパーソン制度には、ある事実の有無について関係者の間で争いがある場合に、これを認定するための手続きもなければ、その権限もないということになります。

② 人権オンブズパーソン制度の意義を考える

では、事実を認定することができない人権オンブズパーソンは、司法制度に劣る制度なのでしょうか。私はそうではなく、人権オンブズパーソン制度には司法とは異なる独自の意義・役割があると考えます。

この点、司法制度は、証拠に基づいて過去の事実を認定し、同事実に法を解釈・適用して紛争を終局的に解決する制度です。裁判が確定すれば、裁判所の認定した事実が「真実」として確定し、また同じ事実について再び争うことができなくなります。このように、司法制度は、紛争を最終的に終わらせるという強力な権限がありますが、それゆえに、司法の手続きには申立てから終了に至るまで大変厳格なルールが定められていますし、解決方法も裁判所が自由に決めることはできず、法律で事前に定められています（例えば「〇〇を引き渡せ」とか「〇〇円を支払え」など）。

これに対して、人権オンブズパーソンには事実を認定する権限はありませんし、紛争を終局的に解決する効果もありません。人権オンブズパーソンは、「市民の理解と相互の協調の下に」（条例第1条）人権救済を図るという「非権力的」な救済制度であるといえます。他方、このような非権力性から、人権オンブズパーソン制度は、市民が相談及び救済申立てを「簡易に、かつ、安心して行

うことができる」とされ（条例第1条）、何よりも人権侵害からの救済を迅速に行うことが期待されています。さらに、救済方法としても、救済申立てのほか、継続して相談を受けながら必要な助言及び支援を行ったり（条例第12条2項）、必要であれば当事者の間に入って調整活動をししたりしながら、ケースごとに最適な権利救済の方法を模索していきます。人権オンブズパーソンが「迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図る」（条例第1条）とされているのは、このことを意味しています。

このように、人権オンブズパーソンは、司法制度とは異なる目的から設計された独自の意義がありますので、個々の担当案件を処理するに当たっても、この独自の意義を常に意識し、「何を期待されているのか」を自問しながら活動しています。

③ 子どもの利益を一番に考える

子どもの権利の救済機関（条例第2条1項）である以上、当然と言われるかもしれませんが、子どもが何を求めているのか、何が子どもにとって最善の利益となるのかを常に意識して活動しています。簡単なようですが、実は一番難しいところであると肝に銘じ、忘れたりおろそかにならないよう自戒しています。

④ 多機関連携と現場主義

人権オンブズパーソンのみ力は小さく、ほとんどの場合、子どもや男女の問題に関わる多くの機関による協力と連携によって初めて権利の救済が図られることとなります。関わる機関が相互に無理解で非協力的であっては、救済されるべき権利も救済されないこととなります。そのため、人権オンブズパーソンとしての活動に当たっては、他の機関の役割や機能を理解し、その活動を尊重するよう努めています。

中でもとりわけ重視しているのが、現場で子どもと直接接している機関です。人権オンブズパーソンは、何か問題が発生した後、関係資料に当たりながら、問題の所在や原因等を考えます。全体像を事後的、俯瞰的に眺めることができる「分かりやすい」立場にあるのです。一方、学校や児童の施設などの現場ではそうはいきません。子どもを目の前にしながら、その場で適切な対応を迫られます。しかも子どもは一人ではありません。そのような現場の役割や機能、苦勞されていることなどを無視して、後出しで問題点ばかり列挙しても、本当の意味での権利の救済にはつながらないと思います。どれだけ人権オンブズパーソンが調査・調整を行っても、実際に子どもに対峙し、向き合うのは現場の大人であって、人権オンブズパーソンではないのです。そのため、現場ではどのように考え動いているのか、それに対して人権オンブズパーソンは、一步引いた（冷静な？）立場から見てどう考えたか。このようなことを率直に話し合い、理解しながら子どもにとっての最善の利益を探る必要があると考えています。

⑤ 権利侵害の予防は最も優れた救済活動である

最後になりますが、どれだけ救済に努めたとしても、一度権利が侵害されれば、侵害された事実自体を消すことはできません。それゆえ、そもそも権利侵害を起こさせないこと、すなわち権利侵害の予防こそが最も優れた権利救済活動ということが出来ます。このような気持ちで人権オンブズパーソンの子ども教室を行っています。

川崎市人権オンブズパーソン 大崎 克之

II 參考資料

1 年度別統計表

本統計表の分類は相談受付時の訴えに基づいています。また、受付時に複数の訴えがある場合、主たる訴えをもって1件としています。単位はすべて「件」です。

相談受付件数

年度	子ども	男女平等	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	1,962	773	853	3,588
H23年度	200	77	88	365
H24年度	256	56	61	373
H25年度	161	61	27	249
H26年度	138	60	30	228
H27年度	171	52	44	267
H28年度	118	29	35	182
H29年度	110	32	60	202
H30年度	135	17	45	197
R元年度	118	18	76	212
R2年度	90	20	31	141
R3年度	89	27	38	154
累計	3,548	1,222	1,388	6,158

救済申立て及び発意調査総件数

年度	救済申立て			発意調査
	子ども	男女平等	合計	
H14年5月 ～ H23年3月	106	17	123	5
H23年度	9	0	9	0
H24年度	11	0	11	0
H25年度	7	0	7	1
H26年度	5	0	5	2
H27年度	3	0	3	1
H28年度	6	0	6	2
H29年度	13	0	13	0
H30年度	6	0	6	4
R元年度	7	0	7	1
R2年度	6	0	6	1
R3年度	3	0	3	0
累計	182	17	199	17

(注)「発意調査」はすべて子どもの案件で調査開始年度

(1) 子どもの相談

子どもの相談 相談内容

年度	いじめ	学校等の対応の問題	虐待	体罰	セクハラ	差別	その他	権利侵害がないと思われる相談	合計
H14年5月 ～ H23年3月	609	274	133	49	45	11	273	568	1,962
H23年度	46	37	10	1	1	1	19	85	200
H24年度	60	37	11	4	2	0	11	131	256
H25年度	42	17	4	4	3	0	6	85	161
H26年度	30	32	12	2	2	0	7	53	138
H27年度	47	31	15	4	1	1	15	57	171
H28年度	36	21	6	3	0	0	18	34	118
H29年度	21	33	8	5	1	1	5	36	110
H30年度	26	35	3	7	1	0	4	59	135
R元年度	34	20	11	2	1	1	13	36	118
R2年度	16	16	8	3	1	2	8	36	90
R3年度	23	16	10	1	2	4	2	31	89

子どもの相談 相談者

年度	本人	母	父	祖父母	近隣	学校関係者	その他	合計
H14年5月～ H23年3月	962	742	65	40	26	13	116	1,962
H23年度	99	84	6	5	3	0	3	200
H24年度	143	84	8	5	4	1	11	256
H25年度	78	65	6	3	2	1	6	161
H26年度	64	59	4	3	1	1	6	138
H27年度	79	65	9	5	0	0	13	171
H28年度	70	31	7	2	2	1	5	118
H29年度	55	40	7	2	1	0	5	110
H30年度	64	51	7	6	3	0	4	135
R元年度	68	32	7	2	4	0	5	118
R2年度	48	30	4	0	2	0	6	90
R3年度	38	37	9	1	1	0	3	89

子どもの相談 相談の対象となった子どもの年代

年度	3歳未満	3～就学前	小学1-3	小学4-6	中学生	高校生	不明	合計
H14年5月～ H23年3月	32	90	421	574	95	187	152	1,962
H23年度	1	10	38	70	57	18	6	200
H24年度	2	5	44	91	76	20	18	256
H25年度	1	5	35	49	43	20	8	161
H26年度	0	13	27	49	28	16	5	138
H27年度	2	10	41	45	43	22	8	171
H28年度	1	5	29	35	24	16	8	118
H29年度	1	3	19	33	32	18	4	110
H30年度	0	13	21	37	34	17	13	135
R元年度	0	3	31	46	24	8	6	118
R2年度	2	5	20	30	12	16	5	90
R3年度	2	2	30	26	18	8	3	89

子どもの相談 権利を侵害したと思われる者

年度	父	母	祖父母	兄弟姉妹	親族	学校関係者	施設関係者	友人・クラスメート	その他	合計
H14年5月～ H23年3月	63	101	3	16	3	308	65	609	226	1,394
H23年度	9	7	0	0	0	33	9	46	11	115
H24年度	7	6	0	0	0	39	2	62	9	125
H25年度	5	2	0	0	0	16	2	42	9	76
H26年度	8	5	1	0	0	22	13	30	6	85
H27年度	8	10	0	1	0	30	5	51	9	114
H28年度	2	6	1	2	0	19	4	42	8	84
H29年度	6	3	0	0	0	33	4	25	3	74
H30年度	2	1	0	0	0	27	15	27	4	76
R元年度	7	6	0	1	0	20	5	34	9	82
R2年度	3	7	0	1	0	15	3	18	7	54
R3年度	6	5	0	0	0	13	2	23	9	58

注 「権利侵害がないと思われる相談」を除いた件数の内訳です。

(2) 男女平等の相談

男女平等の相談 相談内容

年度	DV	セクハラ	ストーカー	労働問題	その他	合計
H14年5月～ H23年3月	431	69	39	20	214	773
H23年度	57	4	1	1	14	77
H24年度	34	5	2	0	15	56
H25年度	49	0	0	0	12	61
H26年度	45	5	0	0	10	60
H27年度	30	4	2	0	16	52
H28年度	25	1	1	0	2	29
H29年度	24	3	1	0	4	32
H30年度	14	2	1	0	0	17
R元年度	13	0	1	0	4	18
R2年度	14	3	1	0	2	20
R3年度	22	2	1	0	2	27

男女平等の相談 相談者

年度	本人	配偶者	母	同僚	その他	合計
H14年5月～ H23年3月	652	17	21	3	80	773
H23年度	66	0	2	0	9	77
H24年度	47	3	0	0	6	56
H25年度	52	4	0	0	5	61
H26年度	55	1	0	2	2	60
H27年度	46	0	2	0	4	52
H28年度	26	0	0	1	2	29
H29年度	28	0	0	0	4	32
H30年度	14	0	1	0	2	17
R元年度	16	0	0	0	2	18
R2年度	15	0	2	1	2	20
R3年度	25	1	0	0	1	27

男女平等の相談 相談の対象となった者の年代

年度	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	不明	合計
H14年5月～ H23年3月	15	68	175	120	84	49	262	773
H23年度	1	4	15	11	9	6	31	77
H24年度	0	3	13	11	3	7	19	56
H25年度	0	5	10	7	20	3	16	61
H26年度	1	1	6	4	18	2	28	60
H27年度	1	0	6	6	6	11	22	52
H28年度	0	1	3	5	3	4	13	29
H29年度	0	0	2	2	3	2	23	32
H30年度	0	1	1	0	1	2	12	17
R元年度	0	0	3	1	4	3	7	18
R2年度	0	4	2	1	3	2	8	20
R3年度	0	2	0	2	3	7	13	27

男女平等の相談 人権を侵害したと思われる者

年度	父	母	夫 (元夫)	妻 (元妻)	恋人 (元恋人)	親族	同僚	雇用主・ 上司	知人	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	16	2	537	31	44	8	9	48	13	65	773
H23年度	0	0	62	1	6	0	1	3	0	4	77
H24年度	0	0	45	0	4	0	0	1	0	6	56
H25年度	0	1	48	4	6	0	0	0	1	1	61
H26年度	0	0	49	2	4	0	2	1	2	0	60
H27年度	0	0	36	1	3	0	2	2	2	6	52
H28年度	0	0	25	1	1	0	1	1	0	0	29
H29年度	0	0	22	2	3	0	0	1	2	2	32
H30年度	0	0	12	1	1	0	0	2	1	0	17
R元年度	0	1	12	0	1	0	0	0	0	4	18
R2年度	1	0	11	1	3	0	1	1	0	2	20
R3年度	0	0	20	1	2	0	0	0	1	3	27

(3) その他相談の内容

年度	家族 関係	近隣 関係	金銭 関係	高齢者 関係	障害 関係	医療 関係	労働 関係	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	139	93	33	18	9	11	—	550	853
H23年度	16	15	2	3	11	5	—	36	88
H24年度	9	7	1	2	6	1	3	32	61
H25年度	11	1	0	0	3	1	5	6	27
H26年度	9	0	0	1	1	0	6	13	30
H27年度	13	4	0	0	1	1	3	22	44
H28年度	9	3	0	0	7	3	2	11	35
H29年度	13	2	0	1	2	1	4	37	60
H30年度	13	0	0	2	3	0	3	24	45
R元年度	15	4	1	3	8	3	7	35	76
R2年度	9	2	2	1	1	1	3	12	31
R3年度	16	4	0	3	4	1	1	9	38

注 平成23年度までの「労働関係」は「その他」に含まれます。

2 制度の概要

(1) 人権オンブズパーソン制度の役割と意義

川崎市では、すべての市民が等しく人間として尊重されることをあらゆる施策の基本として総合的な人権施策を推進していますが、その中で、平成 12 (2000) 年 12 月に「川崎市子どもの権利に関する条例」が、そして平成 13 (2001) 年 6 月には「男女平等かわさき条例」が制定されました。

そして、これらの条例の策定にあわせて人権の侵害に関する救済制度の検討が行われ、平成 13 (2001) 年 6 月、子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害からの救済を目的とした「川崎市人権オンブズパーソン条例」が制定され、平成 14 (2002) 年 5 月から相談・救済活動を行う「川崎市人権オンブズパーソン制度」の運用を開始し、本年で 20 周年を迎えます。

そして、人権救済機能を効率的で実効性あるものとするため、市政に関する苦情を処理し、開かれた市政の推進を図ることを目的とした「川崎市市民オンブズマン制度」(平成 2 (1990) 年 11 月発足) との間で、機能の分担と連携を図っています。

川崎市人権オンブズパーソン制度は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができ、また、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権侵害からの救済が図られることにより、人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的としています。

人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行するために、市の附属機関ですがその独立性が担保されています。そして、人権の侵害に関する相談に当たっては、相談者が主体的な解決を図れるよう助言・支援し、また、人権侵害からの救済に当たっては、市民の理解と相互の協調の下に調整等の非権力的手法を用いて事案の解決に当たっています。

人権問題は内容が多種多様であることから、事案ごとに問題の背景を探り、複雑に絡み合った関係の一つずつ丁寧に解きほぐしながら解決していくことが、人権が尊重される地域社会づくりにつながるものと考え活動しています。しかし、事案によっては一定の権力的な手法でなければ解決できにくいものや、他の機関に委ねた方が良いものもあることから、児童相談所や警察等の関係機関と十分な連携を図りながら解決を目指しています。

(2) 人権オンブズパーソンの体制

- 人権オンブズパーソン 代表 池宗 佳名子（弁護士、平成31(2019)年4月1日から）
※2期目
大崎 克之（弁護士、令和2(2020)年4月1日から）
- 専門調査員 4名
市民等からの相談を直接受けて、人権侵害の状況や問題点の把握に努めるなど、人権オンブズパーソンの活動を補佐します。
- 事務局職員 4名（常勤職員3名、会計年度任用職員1名）

(3) 相談及び救済の申立ての方法

相談は電話による受付が主ですが、書面（フォームメールなど）の方法でも受け付けます。相談の内容により予約をして面談を行います。

救済の申立ての受付は、原則として申立書に救済の申立ての概要、氏名、住所、連絡先などを記入していただきます。費用は無料です。

- 受付曜日と時間
月・水・金 午後1時～午後7時
土 午前9時～午後3時
(休日・年末年始は除きます。)

○ 電話番号

子どもの権利の侵害 電話 044-813-3110

子どもあんしんダイヤル（子ども専用、無料）0120-813-887

男女平等にかかわる人権侵害 電話 044-813-3111


○ フォームメールによる相談の予約

川崎市の公式ホームページから「人権オンブズパーソン相談受付のお知らせ」にアクセスし、「フォームメール（川崎市人権オンブズパーソンインターネット相談受付）」を開いて入力してください。相談を希望された曜日、時間帯に、専門調査員が電話で連絡します。

(4) 問合せ先

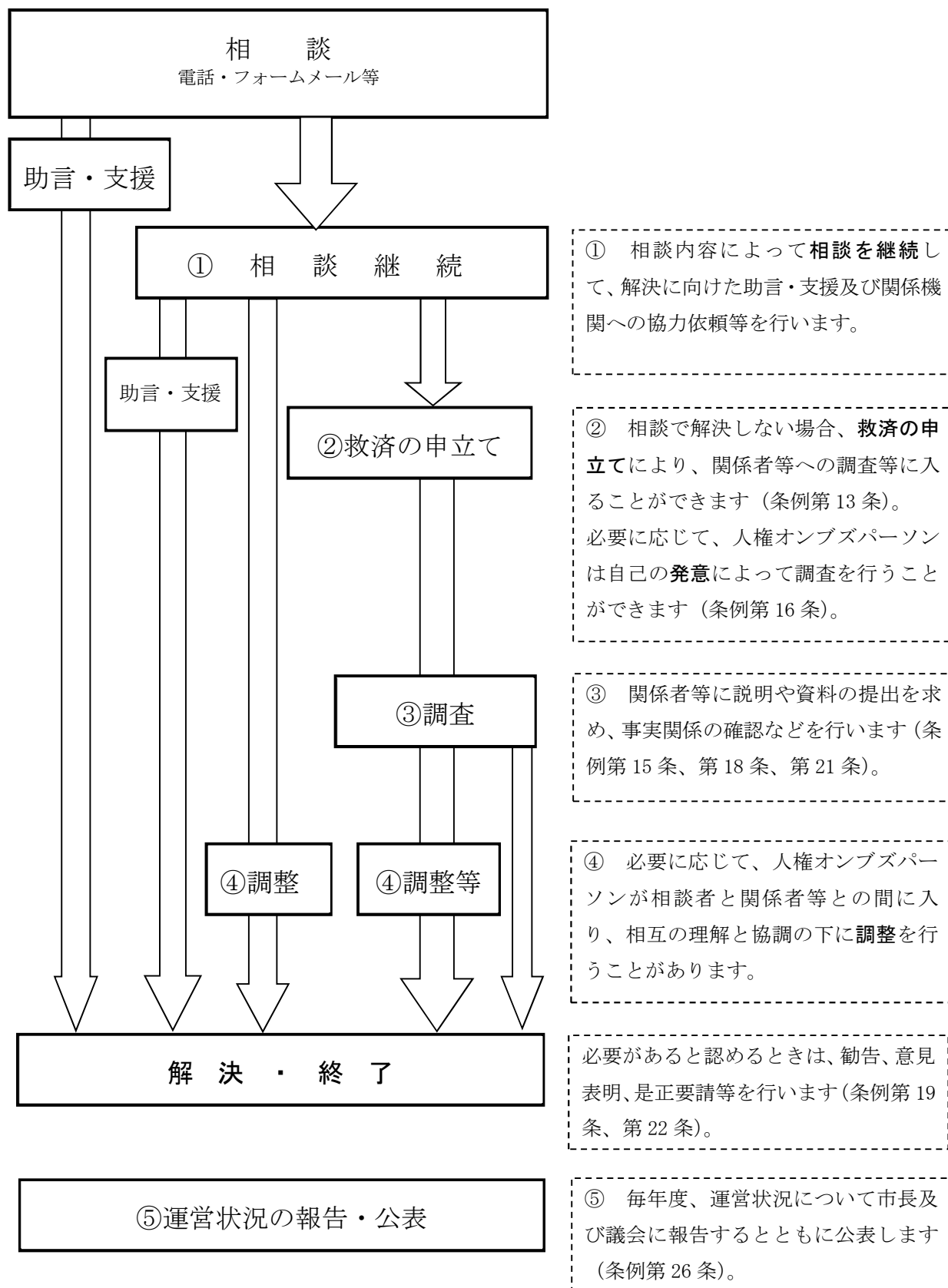
川崎市市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

電話 044-813-3112 FAX 044-813-3101

川崎市人権オンブズパーソン 検索 



(5) 相談・救済活動の流れ



(注) 条例：川崎市人権オンブズパーソン条例

川崎市人権オンブズパーソン条例

〔平成13年6月29日〕
〔条 例 第 1 9 号 〕

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
 - 第2章 責務(第4条～第7条)
 - 第3章 人権オンブズパーソンの組織等(第8条～第11条)
 - 第4章 相談及び救済
 - 第1節 相談(第12条)
 - 第2節 救済の申立て(第13条・第14条)
 - 第3節 調査の実施等(第15条～第17条)
 - 第4節 市の機関に対する調査等(第18条～第20条)
 - 第5節 市の機関以外のものに対する調査等(第21条・第22条)
 - 第6節 個人情報等の保護(第23条)
 - 第7節 人権に関する課題についての意見公表(第24条)
 - 第5章 補則(第25条～第27条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)を置く。

(管轄)

- 第2条** 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害(以下「人権侵害」という。)に関する事項とする。
- (1) 子ども(川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第2条第1号に規定する子どもをいう。)の権利の侵害
 - (2) 男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。
- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事

項

- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
 - (3) 川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」という。)に苦情を申し立てた事項
 - (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項
(人権オンブズパーソンの職務)
- 第3条** 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。
- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
 - (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
 - (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
 - (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

第2章 責務

(人権オンブズパーソンの責務)

- 第4条** 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
 - 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
 - 4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
(市の機関の責務)
- 第5条** 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。
- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。
(市民の責務)
- 第6条** 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めな

ればならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソンの組織等

(人権オンブズパーソンの組織等)

第8条 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

(秘密を守る義務)

第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

第11条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

第4章 相談及び救済

第1節 相談

(相談)

第12条 何人も、市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に関係ある者とし

て規則で定める者をいう。以下同じ。)の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て(以下「申立て」という。)を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所

(2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(3) その他規則で定める事項

(本人以外の者の申立て)

第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソンに対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所

(3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(4) その他規則で定める事項

第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

第15条 人権オンブズパーソンは、申立てがあつた場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

(1) 第2条第2項の規定に該当するとき。

- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- (5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(発意の調査)

第16条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査の中止等)

第17条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

第18条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立

人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(市の機関に対する勧告等)

第19条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるとの意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるとする。

5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。

6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めるとのについても同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

第20条 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

第21条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以下同じ。)に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。

3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。

4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果につい

て、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

- 第22条** 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。
 - 3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

- 第23条** 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

- 第24条** 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

- 第25条** 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第21条に規定する事務局において処理する。
- 2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

- 第26条** 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

- 第27条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

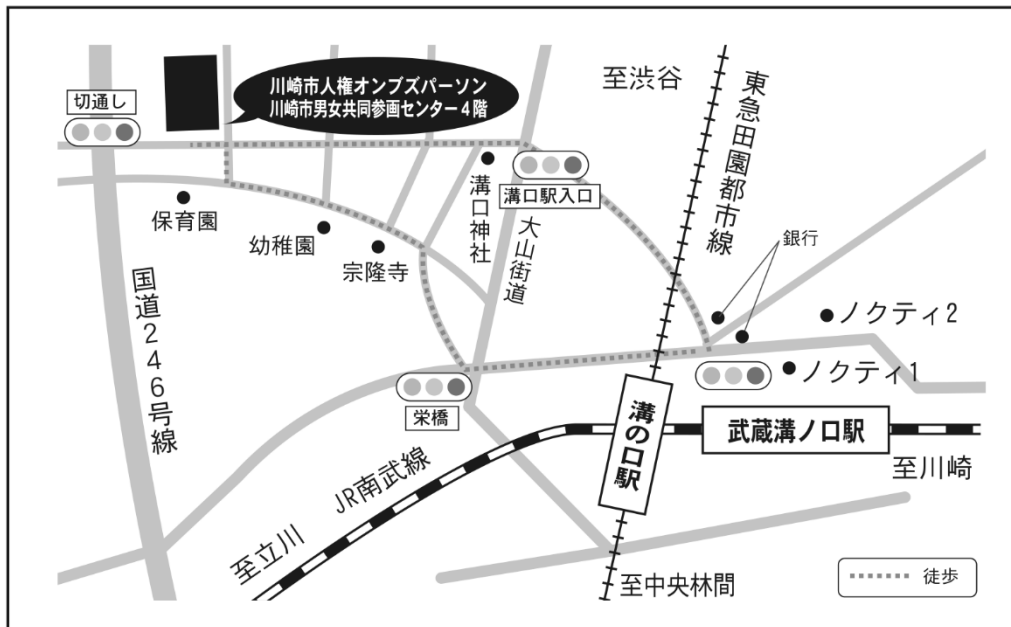
- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。

(検討)

- 3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



川崎市人権オンブズパーソン令和3年度報告書

令和4（2022）年6月 発行

川崎市人権オンブズパーソン

池 宗 佳 名 子 （代表人権オンブズパーソン）

大 崎 克 之

川崎市

市民オンブズマン事務局

人権オンブズパーソン担当

〒213-0001

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

川崎市男女共同参画センター4階

☎ 044-813-3112 FAX 044-813-3101

川崎市人権オンブズパーソンホームページ





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市